

証券コード 6380
電子提供措置の開始日 2026年6月4日
発信日 2026年6月11日

株主各位

石川県白山市宮永市町485番地
オリエンタルチエン工業株式会社
代表取締役社長 杉山 敏之

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえ、メニューより「IR情報」、「株主総会」を選択いただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト（トップページ） <https://www.ocm.co.jp>



電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、銘柄名（会社名）又はコードを入力・検索し、基本情報、縦覧書類/P R情報を選択のうえ、株主総会招集通知/株主総会資料の情報を閲覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができます。各議案の内容は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト上の「第107回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいませ、後述のご案内に従って**2026年6月25日（木曜日）午後5時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日(金曜日)午前10時

2. 場 所 石川県白山市宮永市町485番地
当本社会議室

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第107期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第107期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月25日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。

各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成として取り扱うものといたします。

[インターネットによる議決権行使の場合]

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧いただき、2026年6月25日(木曜日)午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、議決権行使書とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとし、また、インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合は、最後のインターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱うものといたします。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ocm.co.jp>) 及び東京証券取引所ウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) において、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

～ インターネットによる議決権行使のご案内 ～

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。なお、議決権行使書用紙右下記載のQRコードを読み取ることで議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます（この方法での議決権行使は1回に限り可能です）。

(2) 議決権の行使期限は、2026年6月25日（木曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問合せください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

【電話】 0120 (782) 031

(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

事業報告

〔 2025年4月1日から
2026年3月31日まで 〕

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新政権への政策期待の一方、物価高騰が続き先行き不透明な状況で推移いたしました。海外では、トランプ政権の関税政策やウクライナ情勢の長期化に加え、中東情勢の緊迫化に伴うホルムズ海峡の封鎖リスクが顕在化し、原油由来の原材料価格が大幅に上昇いたしました。

このような状況下にあつて当社は、前連結会計年度に実施したM&A や新工場の稼働を軸に多様な市場ニーズへの対応力を高める取り組みを継続してまいりました。上半期におきましては原材料や人件費等の物価高の影響、米国の通商政策等のネガティブな外的要因の影響が顕在化したことにより営業損失を計上するに至りましたが、適正利益を確保する体制を構築すべく、2025年9月より価格転嫁を実施したことにより通期営業利益を黒字化することができました。

また、2025年12月18日付の適時開示「4社間業務提携に関するお知らせ」に基づく経営資源の最適化を推進し、事業再編の一環として、スプロケット事業部の廃止及び一部営業所の統廃合を実施いたしました。

財務面につきましては、財務体質の改善と資金調達手段の多様化の課題を克服するため、2025年11月20日付の適時開示「第三者割当により発行される第1回新株予約権の募集に関するお知らせ」にて公表の資金調達方法により金地金等を財務戦略資産として保有し、当社の主要事業（チェーン事業・金属射出成形事業）の中長期的な成長を支える基盤の構築を目指しております。これら財務戦略資産を迅速かつ効果的に活用するため、また主要事業との分離を明確化することでリスク管理の高度化を図るため、2026年1月8日付の適時開示「子会社の設立に関するお知らせ」にて公表の連結子会社を新規設立いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,110百万円（前期比1.4%増）となりました。利益面につきましては、営業利益15百万円（同88.8%減）、経常損失17百万円（前期は145百万円の利益）となりました。また、2025年7月23日付の適時開示「投資有価証券売却益（特別利益）の計上に関するお知らせ」の投資有価証券売却益（特別利益）157百万円の計上により、親会社株主に帰属する当期純利益126百万円（前期比26.3%増）となりました。

〔部門別売上高及び生産高〕

(単位：百万円)

部 門 別	売上高		生産高	
	金 額	構成比	金 額	構成比
伝動用ローラチェーン	2,404	58.5%	2,232	58.5%
コンベヤチェーン	608	14.8	624	16.4
スプロケット類	530	12.9	724	19.0
金属射出成形	247	6.0	237	6.2
そ の 他	282	6.9	0	0.0
不 動 産 賃 貸	37	0.9	—	—
合 計	4,110	100.0	3,818	100.0
(うち輸出高)	(624)	(15.2)	—	—

2. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました当社グループの設備投資額の総額は180百万円であり、主としてチェーン事業の製造設備の更新分であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、2025年8月28日開催の当社取締役会決議により、主要株主である合同会社シーディーワンより短期借入金として50百万円の資金調達を行いました。

また、2025年12月12日開催の臨時株主総会決議により、第三者割当による第1回新株予約権の発行を実施し、新株予約権の発行による収入32百万円、新株予約権の行使による株式の発行による収入294百万円の資金調達を行いました。

4. 重要な組織再編等の状況

当社は、2025年12月18日付の適時開示「4社間業務提携に関するお知らせ」に基づく経営資源の最適化を推進し、事業再編の一環として、スプロケット事業部の廃止及び一部営業所の統廃合を実施いたしました。

また、当連結会計年度において、連結子会社であった徳清澳喜睦链条有限公司の全保有株式を2026年3月31日付で売却いたしました。

5. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第104期	第105期	第106期	第107期
	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	(当連結会計年度) 2026年3月期
売上高(百万円)	—	—	4,055	4,110
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	—	—	145	△17
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	—	—	100	126
1株当たり当期純利益(円)	—	—	72.40	90.27
総資産(百万円)	—	—	5,130	4,895
純資産(百万円)	—	—	1,855	2,148

(注) 第106期(前連結会計年度)より連結計算書類を作成しておりますので、第105期以前の各数値は記載しておりません。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第104期	第105期	第106期	第107期
	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	(当事業年度) 2026年3月期
売上高(百万円)	3,904	4,082	4,004	4,047
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	143	219	152	△3
当期純利益(百万円)	93	149	106	139
1株当たり当期純利益(円)	67.75	107.67	77.01	99.30
総資産(百万円)	4,229	4,666	5,016	4,865
純資産(百万円)	1,552	1,732	1,836	2,150

6. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、世界的なインフレ圧力の継続、原材料・エネルギー価格の高止まり、物流制約や地政学リスクの長期化などにより、依然として不透明な状況が続くものと見込まれます。また、為替市場における円安基調の継続や国内金利の上昇、顧客産業における需要変動など、事業運営に影響を及ぼす要因も多く、安定的な収益確保に向けた対応が求められております。

このような環境のもと、当社グループは第108期を「第8次3か年中期経営計画」の策定年と位置づけ、4社間業務提携のシナジーを最大化し、グローバル市場で競争力を持つ技術・設計・製造・物流体制の強化を進めてまいります。

チェーン事業におきましては、大形ローラチェーンにおける世界No.1の品質・供給体制の確立を最重要課題とし、当社のナンバーワン・オンリーワン製品による新規顧客開拓を一層推進いたします。海外市場につきましては、標準品に加え、特殊用途チェーンの高付加価値領域の拡販を進め、未開拓市場への進出を図ってまいります。また、生産管理システムの刷新や工程改善を通じ、生産性向上と品質安定化を両立し、収益性の改善を追求いたします。

金属射出成形事業におきましては、当社を含め国内でも限られた企業のみが採用する「中空MIM製法」を活用し、競合他社との差別化と市場シェア拡大を図ってまいります。さらに、新工場の稼働率向上と安定的な生産体制の確立により、成長基盤の強化を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご指導ご鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げます。

7. 重要な子会社の状況

名 称	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
オリエンタルGB株式会社 ※(注1)	10,000千円	100%	金地金、Ethereum(ETH)及び株式の売買
寺田精工株式会社	10,000千円	100%	各種スプロケットの製造

(注) 1. 当社は当該子会社を2026年1月13日付にて新規設立いたしました。

2. 当社は連結子会社であった徳清澳喜睦链条有限公司の全保有株式を2026年3月31日付で売却いたしました。

8. 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

下記製品の製造及び販売を行っております。

各種伝動用ローラチェーン

各種コンベヤチェーン

同上用のスプロケット及びその他の機器類

精密機械器具関連部品

9. 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

①当社

名 称	所 在 地
本 社 ・ 工 場	石 川 県 白 山 市
東 京 営 業 所	東 京 都 江 東 区
大 阪 営 業 所	大 阪 市 西 区
広 島 営 業 所	広 島 市 安 佐 南 区
金 沢 営 業 所	石 川 県 白 山 市

(注) 当社は経営資源の最適化のため、2026年3月31日付にて名古屋営業所を閉鎖いたしました。

②子会社

名 称	所 在 地
オリエンタルGB株式会社	石 川 県 白 山 市
寺田精工株式会社	奈 良 県 樫 原 市

10. 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
205名	5名減

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者は含めておりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
190名	3名減	43.8歳	12.6年

(注) 使用人数は就業人員であり、他社への出向者及び臨時雇用者は含めておりません。

11. 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社北陸銀行	890
株式会社商工組合中央金庫	249
農林中央金庫	231
株式会社日本政策金融公庫	227
株式会社三菱UFJ銀行	86
合同会社シーディーワン	50
株式会社南都銀行	10

II. 会社の株式に関する事項

株式の状況 (2026年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 5,800,000株
2. 発行済株式の総数 1,602,233株
うち自己株式 81,516株
3. 株主数 992名
4. 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
合同会社シーディーワン	165	10.89
片山チェン株式会社	138	9.09
ORCHID PLUS PTE. LTD.	90	5.91
楽天証券株式会社共有口	78	5.15
樋口尚子	73	4.82
加賀ホールディングス合同会社	70	4.60
東海東京証券株式会社	65	4.27
小松周平	45	2.97
株式会社Ucap i	43	2.86
株式会社SBI証券	42	2.82

(注) 持株比率は自己株式(81,516株)を控除して算出し、小数点第3位以下は切り捨てしております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等の状況

2025年11月20日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	21,000 個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 2,100,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株)
新株予約権の払込金額	総額 32,130,000 円 (新株予約権 1 個あたり 1,530 円)
新株予約権の払込期日	2025 年 12 月 15 日 (月)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株につき 2,295 円
新株予約権の行使期間	2025 年 12 月 16 日 (火) から 2027 年 12 月 15 日 (水) まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	資本金の増加額は会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、端数が生じる場合は切り上げ、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権の一個未満の行使はできない。・株式分割等が行われた場合には所定の調整式により修正する。・当社が定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、行使請求受付場所に提出し、かつ、行使に際して出資の目的とされる金銭を全額現金にて当社が指定する口座に振り込むものとする。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権総数を次の物に割当てた。 <ul style="list-style-type: none">・株式会社 Ucapl 15,000 個 (潜在株式数 1,500,000 株)・KAY LEO BROTHERS LIMITED 6,000 個 (潜在株式数 600,000 株)

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	杉山 敏之	合同会社ソテーターン 代表社員 オエンタルGB(株) 代表取締役社長
取締役副社長	真中 治	寺田精工(株) 取締役
常務取締役	石尾 俊明	品質保証室長兼生産技術部長
取締役	三方 浩允	(株)アイム 代表取締役 オエンタルGB(株) 取締役
取締役(監査等委員)	米本 光男	株式会社ティー・ピー・エス研究所 取締役副社長
取締役(監査等委員)	柳本 友幸	サステナブル(株) 副社長
取締役(監査等委員)	伊藤 正喜	伊藤小池法律事務所 代表弁護士 (株)ウェルティッシュ 社外取締役監査等委員
取締役(監査等委員)	福本 翼	福本翼公認会計士事務所 所長 プラウド税理士法人 代表社員

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 米本光男、柳本友幸、伊藤正喜、福本翼の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役(監査等委員) 米本光男、柳本友幸、伊藤正喜、福本翼の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員) 福本翼氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査機能の独立性と効率性を確保するため、常勤の監査等委員を選定せず、社外取締役を中心とした監査体制を整備しております。内部監査部門や監査法人との連携により、適切な監査業務を実施できるため、また、経営資源の最適化の観点からも常勤の監査等委員を設置する必要はないと判断しております。
5. 2025年6月27日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって、西村武氏及び吉田一也氏は取締役を退任いたしました。

2. 当事業年度中に辞任した取締役

辞任時の会社における地位	氏名	辞任時の担当及び重要な兼職の状況	辞任日
取締役	相良 健志	(株)沖繩ケーブル 代表取締役	2025年12月12日
取締役(監査等委員)	田中 祥介	ヒッグ貿易(株) 代表取締役社長	2025年12月12日
取締役(監査等委員)	梅林 邦彦	梅林邦彦税理士事務所 所長	2025年12月12日

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は保険会社との間で、会社法430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社が保険料の全額を負担する内容で締結しております。当社及び当社子会社の取締役、監査役を被保険者とし、これらの役職の立場で行った行為による損害賠償金及び争訟費用等を填補することとしております。

4. 取締役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際して

は、あらかじめ決議する内容について社外取締役へ見解を求め、回答を得ております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、社外取締役からの意見が尊重されていることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

①基本報酬に関する方針

株主総会において決議している報酬限度額の範囲内で、固定報酬及び賞与として金銭を支給する。

固定報酬は在職中に定期的に支給し、賞与は在職中に単年度の業績等を踏まえて支給の有無を決定する。

②業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は支給しない。

③非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は支給しない。

(2) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長杉山敏之氏に対し、各取締役（監査等委員を除く）の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社の業績等を勘案しつつ、各取締役の役位、職責、担当職務、貢献度等について総合的な判断を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に社外取締役がその妥当性等について確認しております。

(3) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	55,322 (-)	55,322 (-)	-	-	7 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	7,800 (7,800)	7,800 (7,800)	-	-	6 (6)
合 計 (うち社外役員)	63,122 (7,800)	63,122 (7,800)	-	-	13 (6)

- (注) 1. 当事業年度末の取締役（監査等委員を除く）は4名、取締役（監査等委員）は4名であります。また、報酬等の総額には、退任又は辞任した取締役（監査等委員を除く）3名、取締役（監査等委員）2名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の支給額には、使用人兼務取締役2名の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬額は、2025年6月27日開催の当社第106回定時株主総会において、年額170百万円以内（うち社外取締役10百万円以内。但し、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（うち社外取締役0名）であります。

4. 当社取締役（監査等委員）の報酬額は2018年6月29日開催の当社第99回定時株主総会において、年額25百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）米本光男氏は、株式会社ティー・ピー・エス研究所の取締役副社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）田中祥介氏は、ヒック貿易株式会社の代表取締役社長であります。同社は当社の取引先ですが、当事業年度における取引額は、当社の売上原価、販売費及び一般管理費の0.1%未満であります。なお、同氏は2025年12月12日をもって辞任いたしました。
- ・取締役（監査等委員）梅林邦彦氏は、梅林邦彦税理士事務所の所長であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。なお、同氏は2025年12月12日をもって辞任いたしました。
- ・取締役（監査等委員）柳本友幸氏は、サステナジー株式会社の副社長であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。なお、同氏は2025年12月12日開催の臨時株主総会において取締役（監査等委員）に就任いたしました。
- ・取締役（監査等委員）伊藤正喜氏は、伊藤小池法律事務所の代表弁護士及び株式会社ウエルディッシュの社外取締役監査等委員であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。なお、同氏は2025年12月12日開催の臨時株主総会において取締役（監査等委員）に就任いたしました。
- ・取締役（監査等委員）福本翼氏は、福本翼公認会計士事務所の所長及びクラウド税理士法人の代表社員であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。なお、同氏は2025年12月12日開催の臨時株主総会において取締役（監査等委員）に就任いたしました。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	米本 光男	当事業年度に開催した取締役会16回の内1回に、また、監査等委員会13回の内1回に出席しました。取締役会では、他社において長年経営に携わった経験と知見から経営全般の監督と有効な助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会では、監査結果についての意見交換等、適宜必要な発言を行っております。

取締役 (監査等委員)	田中 祥介	2025年12月12日の辞任までに開催した当事業年度の取締役会9回全てに、また、監査等委員会8回全てに出席しました。取締役会では、他社において長年経営に携わった経験と知見から経営全般の監督と有効な助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会では監査結果についての意見交換等、適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	梅林 邦彦	2025年12月12日の辞任までに開催した当事業年度の取締役会9回全てに、また、監査等委員会8回全てに出席しました。主に公認会計士としての専門的見地から、経営全般の監督と有効な助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会では、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	柳本 友幸	2025年12月12日の就任以降に開催した当事業年度の取締役会7回の内6回に、また、監査等委員会5回全てに出席しました。取締役会では、他社において長年経営に携わった経験と知見から経営全般の監督と有効な助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会では、監査結果についての意見交換等、適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	伊藤 正喜	2025年12月12日の就任以降に開催した当事業年度の取締役会7回全てに、また、監査等委員会5回全てに出席しました。取締役会では、弁護士としての専門的かつ高度な知見に基づき客観的かつ中立的立場から法令順守状況やコンプライアンス体制について有効な助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会では、監査結果についての意見交換等、適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	福本 翼	2025年12月12日の就任以降に開催した当事業年度の取締役会7回全てに、また、監査等委員会5回全てに出席しました。主に公認会計士としての専門的見地から、経営全般の監督と有効な助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会では、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

仰星監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の金額	26,000 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI. 会社の体制及び方針に関する事項

1. 業務の適正を確保するための体制

当社における「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての概要」は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

①企業行動憲章を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝え、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

②その徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査員は、管理部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取り締役に報告されるものとする。

- ③法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として社内の窓口及び社外の窓口(弁護士)に直接通報できるコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役が職務執行したときの意思決定に関する記録・起案書等については、管理責任部門を定め法令及び社内規則に基づき作成・保存・管理する。また、保存されている文書は必要に応じて取締役が閲覧可能な状態で維持する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応は管理部が行うものとする。新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
- (5) 企業集団の業務の適正を確保するための体制
- ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の業務に関する重要な情報については、「子会社管理規程」に基づき、報告責任のある取締役が定期的又は随時報告して、取締役会において情報共有ならびに協議を行う。
- ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社を管理する主管部門を「子会社管理規程」において、管理部と定め、子会社の事業運営に関する重要な事項について、管理部は子会社から適時に報告を受ける。
- ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は必要に応じて、当社の取締役及び使用人の中から相応しい者を、子会社の取締役として任命・派遣し、当社及び子会社の業務の適正な遂行を確保する。
- ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社全体として、企業倫理遵守に関する行動をより明確に実践するため、「倫理規定」並びに「OCM行動憲章」を定め、当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底させる。また、当社の内部監査部門が、子会社の内部監査を実施する体制を構築する。

⑤その他の企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は、経営の自主性及び独立性を保持しつつ、企業集団における業務の適正を確保するため、子会社がグループ経営の観点から重要な事項を実施する場合には、事前に当社の承認を得ることを求め、また子会社が当社に適時報告を行う。

- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性並びに監査等委員会からの指示の実行性の確保に関する事項

監査等委員会は、必要に応じその職務を補助すべき使用人を任命し、監査業務に必要な命令を行うことができるものとし、当該使用人はその命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）、部門長等の指揮命令を受けない。また、当該使用人の人事異動、懲戒処分に関しては、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

- (7) 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く）、監査役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く）、監査役又は使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行い、また、法令等の違反行為に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況を把握次第、直ちに監査等委員又は監査等委員会に対して報告を行う。当社は、当該報告をしたことを理由として、報告をした者に不利な取扱いを行うことを禁止し、これを当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人に周知徹底する。

- (8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査等委員の職務の執

行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできないものとする。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた体制

反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で臨み、不当・不正な要求には応じないものとし、一切関係を遮断することを基本方針とする。全役職員に対しては、「企業行動憲章」並びに「倫理規定」に基づき、これを周知徹底する。また、反社会的勢力に対応する担当部署は管理部とし、警察、顧問弁護士等の外部専門機関からの情報収集に努め、緊密な連携を図るものとする。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備及び運用状況について、継続的に確認し調査を実施しており、その内容を取締役に報告しております。確認された問題点につきましては、社内規定、業務フローの見直し等是正措置を行い、内部統制の実効性を向上させるように努めております。また、当社の取締役及び幹部社員をメンバーとする会議を毎週1回開催し、週次の業務進捗状況、問題点や提案事項等の報告を行うとともに、経営上のリスクについても検討しております。

また、内部監査室は独立した観点から内部監査基本計画に基づき年4回の内部統制監査を実施しており、法令・定款及び社内規定に違反している事項がないかを検証しております。監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、代表取締役、会計監査人、内部監査室との間で意見交換を行い情報交換等を行うことで、業務の執行状況やコンプライアンスについて確認しております。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に関する基本方針としては、株主の皆様に対する利益配分を最重要課題と認識し、会社発展のための企業強化に備え

る内部留保を勘案しつつ、経営状況に応じた利益配分を行ってまいります。

当社は、2007年6月28日開催の第88回定時株主総会において、剰余金の配当等を行う決定機関を取締役会とする旨の定款変更を行っており、剰余金の配当等は取締役会で決議することとしております。

つきましては、1株当たり15円の期末配当を行うこととし、効力発生日（支払開始日）を2026年6月29日とすることを、2026年5月14日開催の取締役会で決議しております。

〔ご参考〕本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	2,633,403	流動負債	1,545,488
現金及び預金	481,446	支払手形及び買掛金	133,814
受取手形	7,218	電子記録債務	100,082
電子記録債権	619,686	短期借入金	150,000
売掛金	518,308	1年内返済予定の長期借入金	795,746
商品及び製品	201,062	未払法人税等	22,158
仕掛品	434,590	契約負債	7,544
原材料及び貯蔵品	307,351	賞与引当金	61,576
その他の流動資産	65,068	その他の流動負債	274,566
貸倒引当金	△1,330		
固定資産	2,262,193	固定負債	1,201,210
有形固定資産	1,833,112	長期借入金	800,895
建物及び構築物	682,090	退職給付に係る負債	346,528
機械装置及び運搬具	628,539	役員退職慰労引当金	27,890
土地	445,540	その他の固定負債	25,895
建設仮勘定	45,859		
その他の有形固定資産	31,082	負債合計	2,746,698
無形固定資産	140,067	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	140,067	株主資本	2,117,294
投資その他の資産	289,013	資本金	1,222,895
投資有価証券	9,907	資本剰余金	324,175
繰延税金資産	156,176	利益剰余金	621,486
その他の投資資産	122,929	自己株式	△51,262
		その他の包括利益累計額	1,539
		その他有価証券評価差額金	1,539
		新株予約権	30,064
		純資産合計	2,148,898
資産合計	4,895,597	負債純資産合計	4,895,597

連結損益計算書

〔 2025年4月1日から
2026年3月31日まで 〕

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		4,110,588
売 上 原 価		3,367,736
売 上 総 利 益		742,852
販売費及び一般管理費		726,864
営 業 利 益		15,988
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	957	
受 取 配 当 金	2,825	
為 替 差 益	3,147	
保 険 解 約 返 戻 金	5,651	
その他の営業外収益	4,339	16,921
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	22,135	
株 式 交 付 費	24,389	
その他の営業外費用	3,866	50,392
経 常 損 失		△17,482
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,542	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	157,061	
その他の特別利益	2,700	163,304
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	38	
減 損 損 失	6,881	
関係会社出資金売却損	172	
の れ ん 償 却 費	17,505	24,598
税金等調整前当期純利益		121,224
法人税、住民税及び事業税	36,181	
法 人 税 等 調 整 額	△41,652	△5,470
当 期 純 利 益		126,695
親会社株主に帰属する当期純利益		126,695

連結株主資本等変動計算書

〔 2025年4月1日から
2026年3月31日まで 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当期首残高	1,066,950	168,230	536,364	△51,112	1,720,431
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	155,945	155,945			311,890
剰余金の配当			△41,573		△41,573
親会社株主に帰属 する当期純利益			126,695		126,695
自己株式の取得				△149	△149
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	155,945	155,945	85,122	△149	396,862
当期末残高	1,222,895	324,175	621,486	△51,262	2,117,294

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額 合計		
当期首残高	127,186	8,250	135,437	—	1,855,868
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					311,890
剰余金の配当					△41,573
親会社株主に帰属 する当期純利益					126,695
自己株式の取得					△149
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△125,646	△8,250	△133,897	30,064	△103,832
当期変動額合計	△125,646	△8,250	△133,897	30,064	293,029
当期末残高	1,539	—	1,539	30,064	2,148,898

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 寺田精工株式会社
オリエンタルGB株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

当連結会計年度より、オリエンタルGB株式会社を新たに設立し連結子会社として連結の範囲に含めております。また、当連結会計年度において、連結子会社であった徳清澳喜睦链条有限公司の全保有株式を2026年3月31日付で売却したため、同社を連結の範囲から除外しております。

なお、連結計算書類作成にあたり、徳清澳喜睦链条有限公司株式のみなし売却日を2025年12月31日として、みなし売却日までの同社の損益計算書を連結しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の寺田精工株式会社及び連結子会社であった徳清澳喜睦链条有限公司の決算日は12月31日ですが決算日の差異が3か月を超えていないため、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。なお、オリエンタルGB株式会社の決算日は連結決算日と同一であります。

(5) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等
以外のもの

時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

- ・商品及び製品、仕掛品

総平均法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

- ・原材料、貯蔵品

移動平均法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

一般債権

貸倒実績率法

貸倒懸念債権及び

財務内容評価法

破産更生債権等

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備え、その見込額のうち当連結会計年度の費用とすべき額を計上しております。役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

なお、2012年6月に当社の役員報酬制度を見直し、2012年7月以降、新規積立を停止しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額に平均残存勤務期間に対応する割引率及び昇給率を乗じた額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社グループは伝動用ローラチェーン、コンベヤチェーン、スプロケット類、金属射出成形部品等の製造、販売を主な事業としております。これらの製品の販売については、引き渡した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しておりますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内販売においては、出荷時から顧客への製品移転までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

⑥重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社の資産及び負債は、当該在外子会社の決算日における直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑦重要なヘッジ会計の方法

- イ. ヘッジ会計の方法 為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
- a. ヘッジ手段 為替予約取引
- b. ヘッジ対象 外貨建金銭債権及び外貨建予定取引
- ハ. ヘッジ方針 外貨建取引の一部について、為替変動リスクを回避する目的で実需原則に基づき成約時に為替予約取引を行うものとしております。
- ニ. ヘッジ有効性の評価 振当処理によっている為替予約取引については、有効性の評価を省略しております。

⑧のれんの償却方法及び償却期間

のれんは5年間で償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	156,176千円

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得し得る課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物及び構築物	669,063千円
機械及び装置	570,492千円
土地	237,525千円
計	1,477,082千円

②担保に係る債務

長期借入金	1,317,713千円
(内1年以内の返済予定額)	691,988千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,654,549千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首の 株式数	当連結会計 年度増加 株式数	当連結会計 年度減少 株式数	当連結会計 年度末の 株式数
普通株式	1,467,233株	135,000株	－株	1,602,233株

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加 135,000株は新株予約権の行使によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首の 株式数	当連結会計 年度増加 株式数	当連結会計 年度減少 株式数	当連結会計 年度末の 株式数
普通株式	81,466株	50株	－株	81,516株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式買取による増加分であり
ます。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2025年 5月12日 取締役会	普通株式	20,786 千円	15.00円	2025年 3月31日	2025年 6月30日
2025年 11月5日 取締役会	普通株式	20,786 千円	15.00円	2025年 9月30日	2025年 12月5日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日
が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の 種類	配当の 源資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2026年 5月14日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	22,810 千円	15.00円	2026年 3月31日	2026年 6月29日

- (4) 当連結会計年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 普通株式 1,965,000株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。デリバティブは、為替が変動するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形、電子記録債権並びに売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額2,731千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
①投資有価証券 その他有価証券	7,176	7,176	—
②長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	(1,596,641)	(1,574,802)	(△21,838)

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	7,176	—	—	7,176

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	1,574,802	—	1,574,802

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
265,750	402,000

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価書」に基づいた金額であります。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	チェーン 事業	金属射出 成形事業	不動産賃貸 事業	計		
伝動用ローラチェーン	2,404,986	—	—	2,404,986	—	2,404,986
コンベヤチェーン	608,321	—	—	608,321	—	608,321
スプロケット類	530,578	—	—	530,578	—	530,578
金属射出成形部品	—	247,134	—	247,134	—	247,134
その他	282,087	—	—	282,087	—	282,087
顧客との契約から生じる収益	3,825,973	247,134	—	4,073,107	—	4,073,107
その他の収益	—	—	37,480	37,480	—	37,480
外部顧客への売上高	3,825,973	247,134	37,480	4,110,587	—	4,110,587

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に金地金事業であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記
等「(5) 会計方針に関する事項⑤重要な収益及び費用の計上基準」
に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 1,393円31銭
(2) 1株当たりの当期純利益 90円27銭

9. 重要な後発事象に関する注記

新株予約権の行使

2026年4月1日から2026年5月20日までの間に、第1回新株予約権について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は以下のとおりであります。

(1) 行使された新株予約権の個数	2,535個
(2) 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 253,500株
(3) 行使価額の総額	581,782千円
(4) 資本金増加額	292,830千円
(5) 資本準備金増加額	292,830千円

[ご参考] 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	2,603,414	流動負債	1,534,702
現金及び預金	455,193	買掛金	140,713
受取手形	7,218	電子記録債務	96,203
電子記録債権	617,648	短期借入金	150,000
売掛金	516,255	1年内返済予定の長期借入金	792,104
商品及び製品	200,370	未払金	72,085
仕掛品	431,627	未払費用	87,733
原材料	276,397	未払法人税等	22,110
貯蔵品	32,054	契約負債	7,544
前払費用	29,371	賞与引当金	61,104
未収入金	27,744	その他の流動負債	105,100
その他の流動資産	10,863		
貸倒引当金	△1,330		
固定資産	2,261,776	固定負債	1,180,395
有形固定資産	1,762,087	長期借入金	793,717
建物	642,202	退職給付引当金	340,320
構築物	29,863	役員退職慰労引当金	27,890
機械及び装置	570,492	長期預り保証金	18,467
車両運搬具	8,651		
工具、器具及び備品	23,207	負債合計	2,715,098
土地	441,810		
建設仮勘定	45,859	(純資産の部)	
無形固定資産	138,044	株主資本	2,118,488
電話加入権	1,914	資本金	1,222,895
ソフトウェア	136,130	資本剰余金	324,175
投資その他の資産	361,644	資本準備金	324,175
投資有価証券	9,907	利益剰余金	622,681
関係会社株式	24,965	利益準備金	17,559
繰延税金資産	156,396	その他利益剰余金	605,121
その他の投資資産	170,374	繰越利益剰余	605,121
		自己株式	△51,262
		評価・換算差額等	1,539
		その他有価証券評価差額金	1,539
		新株予約権	30,064
		純資産合計	2,150,093
資産合計	4,865,191	負債純資産合計	4,865,191

損益計算書

〔 2025年4月1日から
2026年3月31日まで 〕

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		4,047,341
売 上 原 価		3,317,917
売 上 総 利 益		729,424
販売費及び一般管理費		701,839
営 業 利 益		27,584
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,543	
受 取 配 当 金	2,825	
為 替 差 益	4,005	
保 険 解 約 返 戻 金	5,651	
その他の営業外収益	4,088	18,114
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21,235	
株 式 交 付 費	24,389	
その他の営業外費用	3,807	49,432
経 常 損 失		△3,733
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,693	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	157,061	
関 係 会 社 出 資 金 売 却 益	16,070	
その他の特別利益	2,700	178,525
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	38	
減 損 損 失	6,881	
子 会 社 株 式 評 価 損	30,977	37,897
税引前当期純利益		136,894
法人税、住民税及び事業税	35,936	
法人税等調整額	△38,406	△2,469
当 期 純 利 益		139,363

株主資本等変動計算書

〔 2025年4月1日から
2026年3月31日まで 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金		自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準備金	利 益 準備金	その 他 利 益 剰余金		
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,066,950	168,230	13,402	511,487	△51,112	1,708,957
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	155,945	155,945				311,890
剰余金の配当				△41,573		△41,573
利益準備金の積立			4,157	△4,157		—
当期純利益				139,363		139,363
自己株式の取得					△149	△149
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	155,945	155,945	4,157	93,633	△149	409,531
当期末残高	1,222,895	324,175	17,559	605,121	△51,262	2,118,488

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純資産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換算 差額等 合 計		
当期首残高	127,186	127,186	—	1,836,143
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				311,890
剰余金の配当				△41,573
利益準備金の積立				—
当期純利益				139,363
自己株式の取得				△149
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△125,646	△125,646	30,064	△95,581
当期変動額合計	△125,646	△125,646	30,064	313,949
当期末残高	1,539	1,539	30,064	2,150,093

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式、関係会社
出資金 原価法

②その他有価証券
・市場価格のない株式等
以外のもの 時価法
(評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法によ
り算定)

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2) デリバティブの評価基準
及び評価方法 時価法

3) 棚卸資産の評価基準
及び評価方法

・商品及び製品、仕掛品 総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下によ
る簿価切下げの方法)

・原材料、貯蔵品 移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下によ
る簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得
した建物(建物附属設備を除く)並び
に2016年4月1日以降に取得した
建物附属設備及び構築物については、
定額法によっております。

②無形固定資産 定額法
なお、自社利用のソフトウェアにつ
いては社内における利用可能期間
(5年)に基づく定額法によっており
ます。

(3) 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、
回収不能見込額を計上しております。
貸倒実績率法

一般債権
貸倒懸念債権及び
破産更生債権等 財務内容評価法

ロ. 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備え、
その見込額のうち当事業年度の費用
とすべき額を計上しております。

ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額に平均残存勤務期間に対応する割引率及び昇給率を乗じた額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、2012年6月に当社の役員報酬制度を見直し、2012年7月以降、新規積立てを停止しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社は伝動用ローラチェーン、コンベヤチェーン、スプロケット類、金属射出成形部品等の製造、販売を主な事業としております。これらの製品の販売については、引き渡した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しておりますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内販売においては、出荷時から顧客への製品移転までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段

為替予約取引

b. ヘッジ対象

外貨建金銭債権及び外貨建予定取引外貨建取引の一部について、為替変動リスクを回避する目的で実需原則に基づき成約時に為替予約取引を行うものとしております。

③ヘッジ方針

④ヘッジ有効性の評価

振当処理によっている為替予約取引については、有効性の評価を省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	156,396千円

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建	物	639,200 千円				
構	築	物	29,863 千円			
機	械	及	び	装	置	570,492 千円
土	地	237,525 千円				
計		1,477,082 千円				

②担保に係る債務

長期借入金	1,317,713 千円
(内1年以内の返済予定額)	691,988 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,473,598 千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	8,244 千円
長期金銭債権	48,050 千円
短期金銭債務	9,210 千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	161,159 千円
売上高	2,096 千円
仕入高等	159,062 千円
営業取引以外の取引高	1,096 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	81,516 株
------	----------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損	9,384千円
関係会社株式評価損	9,714千円
退職給付引当金	106,724千円
役員退職慰労引当金	8,746千円
棚卸資産評価損	35,264千円
賞与引当金	19,162千円
その他	23,172千円
繰延税金資産小計	212,169千円
評価性引当額	△55,772千円
繰延税金資産合計	156,396千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容(注)	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	合同会社シーディーワン	被所有 直接 10.9%	資金の借入	資金の借入	50,000	短期借入金	50,000
				利息の支払	294	未払費用	294

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 合同会社シーディーワンからの資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保の提供はしていません。

(2) 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容(注)	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	寺田精工株式会社	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付	70,000	その他の流動資産	7,200
				資金の回収	47,200	その他の投資資産	48,050
				利息の受取	1,096	その他の流動資産 その他の投資負債	300 21

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 寺田精工株式会社への資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保の受入はしていません。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、「個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,394円 10銭

(2) 1株当たり当期純利益 99円 30銭

10. 重要な後発事象に関する注記

新株予約権の行使

2026年4月1日から2026年5月20日までの間に、第1回新株予約権について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は以下のとおりであります。

(1) 行使された新株予約権の個数	2,535個
(2) 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 253,500株
(3) 行使価額の総額	581,782千円
(4) 資本金増加額	292,830千円
(5) 資本準備金増加額	292,830千円

〔ご参考〕貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

オリエンタルチェン工業株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 堤 紀彦
業務執行社員
指定社員 公認会計士 中山 孝一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オリエンタルチェン工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オリエンタルチェン工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

オリエンタルチエン工業株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 堤 紀彦
業務執行社員
指定社員 公認会計士 中山 孝一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オリエンタルチエン工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第107期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会計計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月1日

オリエンタルチエン工業株式会社 監査等委員会
監査等委員（社外取締役） 米本 光男 ㊞
監査等委員（社外取締役） 柳本 友幸 ㊞
監査等委員（社外取締役） 伊藤 正喜 ㊞
監査等委員（社外取締役） 福本 翼 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨及び業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第28条（取締役の責任免除）を新設するものであります。

なお、定款第28条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査等委員の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更箇所を示します）

現 行 定 款	変 更 案
<新 設>	<u>第28条（取締役の責任免除）</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u>
第28条～第33条（条文省略）	<u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第29条～第34条（現行どおり）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）4名全員が任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	すぎやま としゆき 杉山 敏之 (1967年3月22日生)	1989年4月 一成証券株式会社 入社 1998年3月 株式会社ジーンズメイト 入社 2007年2月 株式会社SFCG 入社 2012年10月 合同会社シーディーワン代表社員(現任) 2025年6月 当社 代表取締役社長(現任) 2026年1月 株式会社GB 代表取締役社長(現任)	—
	<p><取締役候補者とした理由> 同氏は、証券会社での経験を通じた金融商品や株式市場への深い知見に加え、事業会社における経理財務、コンプライアンスの高度な専門性を有しております。特に、第三者割当増資等の機動的な資金調達の実績は、当社の財務戦略に大きく寄与するものです。現在は当社の代表取締役社長として経営を牽引するとともに、他社の代表経験から得た豊富な経営実務の経験を有しております。これらの専門性とリーダーシップは、当社の持続的な成長に不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>		
2	まなか おさむ 真中 治 (1967年6月9日生)	1990年4月 片山チエン株式会社 入社 2022年9月 片山チエン株式会社 取締役 2025年5月 片山チエン株式会社 監査役 2025年6月 当社 取締役 2025年6月 寺田精工株式会社 取締役(現任) 2026年2月 当社取締役副社長(現任)	—
	<p><取締役候補者とした理由> 同氏は、長年にわたり事業会社において営業業務全般に従事し、当該分野における豊富な実務経験と深い専門性を有しております。また、他社において取締役および監査役を歴任しており、事業執行と経営監督の両面において高い知見を備えております。現在は当社の取締役副社長として経営の中核を担うとともに、グループ会社の取締役も兼任し、組織全体の最適化に尽力しております。同氏の営業現場に精通した視点と、役員としての豊富なマネジメント経験は、当社の持続的な成長に資すると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>		
3	いしお としあき 石尾 俊明 (1963年5月13日生)	1986年4月 当社 入社 2004年7月 当社 生産技術部品質保証グループリーダー 2011年4月 当社 品質保証室長 2019年6月 当社 取締役品質保証室長 2020年6月 当社 取締役監査等委員 2024年6月 当社 常務取締役品質保証室長兼生産技術部長(現任)	1,002株
	<p><取締役候補者とした理由> 同氏は、入社以来、長年にわたり当社の品質保証および生産技術の要職を歴任してきた品質管理分野のスペシャリストです。ISO9001および14001の運用を通じた品質・環境マネジメントの高度化に尽力するとともに、取締役監査等委員としての経験も有しており、事業執行と経営監督の両面において豊富な知見を備えております。現在は常務取締役として品質保証室および生産技術部を統括し、現場視点に立った強固なガバナンス体制の構築を牽引しております。同氏の専門性と経営経験は、当社の製品信頼性の維持および持続的な成長に不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>		

<p>※ はやし やすひろ 林 泰弘 (1975年5月31日生)</p>	<p>1998年4月 当社 入社 2010年4月 当社 管理部管理グループリーダー 2024年4月 当社 管理部管理グループマネージャー 2024年7月 寺田精工株式会社監査役(現任) 2025年6月 当社 上席執行役員管理部長(現任) 2026年1月 株式会社GB 取締役(現任)</p>	<p>—</p>
<p>4 <取締役候補者とした理由> 同氏は、入社以来、財務、総務、労務、人事といった管理部門の各領域において広範な実務経験と専門知識を積み重ねてまいりました。現在は当社の管理部長および上席執行役員として、コーポレート機能の強化と経営基盤の整備を主導しております。また、グループ会社の取締役や監査役を兼任し、組織ガバナンスの維持・向上にも貢献しております。同氏の管理部門における卓越した知見と、グループ全体を見渡す客観的な視点は、当社の経営体制の健全化と持続的成長に大きく寄与するものと評価し、新たに取締役候補者いたしました。</p>		

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 保険会社との間で、会社法 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社が保険料の全額を負担する内容で締結しております。当社及び当社子会社の取締役、監査役を被保険者とし、これらの役職の立場で行った行為による損害賠償金及び争訟費用等を填補いたします。候補者の選任が承認され、取締役に就任した場合、候補者は当該保険契約の被保険者となります。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役米本光男氏が任期満了となります。また、柳本友幸氏より辞任届が提出されており、後任の選任までは現職としての職務を継続することとなっております。

つきましては、本定時株主総会において新たに2名の監査等委員である取締役の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
	<p>※ くさかべ しげじ 日下部 繁次 (1985年3月4日生)</p>	<p>2001年1月 有限会社カムインターナショナル 入社 2011年5月 株式会社Labot (現:株式会社Labotホールディングス) 創業 代表取締役社長(現任) 2020年12月 太洋物産株式会社 社外取締役</p>	<p>—</p>
<p>1 <監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に期待される役割の概要> 同氏は、創業経営者として培った高い事業推進力に加え、上場会社における社外取締役としての豊富な経験を有しております。また、新規事業開発、資本政策、M&A及び企業提携等に関する幅広い知見を有しており、当社が推進する既存事業の収益力強化に加え、新たな成長領域の開拓、資本効率の向上及び企業価値の最大化について、監査等委員として企業活動の透明性と説明責任を確保するために業務執行状況を客観的に監査し、経営環境の変化に対応した統制体制の整備に向けた助言や提言をいただけるものと期待しており、職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

2	※ おおした よしひろ 大下 良仁 (1986年1月24日生)	2012年1月 大分地方裁判所 判事補任官 2015年4月 二重橋法律事務所 (現:祝田法律事務所) 入所 2017年4月 東京地方裁判所 判事補 2019年4月 第一東京弁護士会 登録 弁護士法人琴平総合法律事務所 入所 2020年4月 株式会社ヒューマンクリエイションホールディングス 社外監査役 (現任) 2020年4月 弁護士法人琴平総合法律事務所 パートナー弁護士 2022年3月 太平洋物産株式会社 社外取締役 2022年12月 同社 社外取締役(監査等委員) (現任) 2023年12月 善国寺坂法律事務所 設立 パートナー弁護士 (現任) 2024年8月 株式会社ラックランド 社外取締役(監査等委員) (現任)	—
	<監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に期待される役割の概要> 同氏は、裁判官としての豊富な司法実務経験に加え、弁護士として上場会社に対する企業法務、金融商品取引法対応、コーポレートガバナンス及び危機管理対応に関する高度な専門性を有しております。また、複数の上場会社における社外役員経験並びに第三者委員会及び特別調査委員会の委員として多数の実績を有しており、独立した客観的立場から当社の経営監督機能の強化、内部統制体制の高度化及び企業価値向上に大きく寄与いただけるとともに、社内外に対する法令順守状況やコンプライアンス体制についての助言や提言をいただけるものと期待しており、職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 候補者2名全員は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、上記2名の選任が承認された場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
4. 保険会社との間で、会社法430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社が保険料の全額を負担する内容で締結しております。当社及び当社子会社の取締役、監査役を被保険者とし、これらの役職の立場で行った行為による損害賠償金及び争訟費用等を填補いたします。候補者の選任が承認され、監査等委員である取締役に就任した場合、候補者は当該保険契約の被保険者となります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である仰星監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに佳生監査法人を会計監査人に選定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が佳生監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制及び経営指導力等を総合的に検討した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次とおりであります。

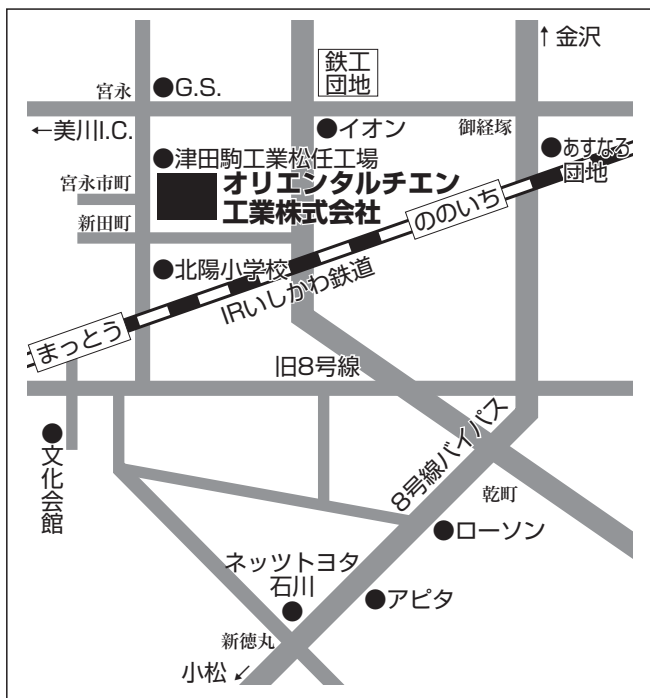
(2026年3月31日現在)

名 称	佳生監査法人
事務所所在地	東京都港区赤坂5-2-33 IsaI Akasaka 710
概 要	設立年月 2025年1月 人員構成 代表社員 1名 公認会計士 4名 その他 3名
沿 革	2025年1月 佳生監査法人として設立

以 上

第 107 回定時株主総会会場案内図

会場 石川県白山市宮永市町 485 番地
当 本 社 会 議 室
電話 (076)276-1155(代表)



ORIENTAL CHAIN MFG.CO.,LTD.